

平成16年5月24日

総務省総合通信基盤局

電気通信事業部事業政策課 御中

意見書

KDDI株式会社

代表取締役社長 小野寺 正

東京都新宿区西新宿2丁目3番2号

TEL : [REDACTED] FAX : [REDACTED]

日本テレコム株式会社

代表執行役社長 倉重 英樹

東京都中央区八丁堀四丁目7番1号

TEL : [REDACTED] FAX : [REDACTED]

ケーブル・アンド・ワイヤレス・アイディーシー株式会社

代表取締役社長 フィリップ・グリーン

東京都港区台場2丁目3番1号

TEL : [REDACTED] FAX : [REDACTED]

ボーダフォン株式会社

代表執行役社長兼CEO ダリル・イー・グリーン

東京都港区愛宕二丁目5番1号

TEL : [REDACTED] FAX : [REDACTED]

株式会社ツーカーセルラー東京

代表取締役社長 津田 裕士

東京都港区芝大門1-10-11 芝大門センタービル

TEL : [REDACTED]

ケーヴィエイチ・テレコム株式会社

代表取締役社長 ラケッシュ・バシン

東京都港区赤坂八丁目5番26号赤坂DSビル

イー・アクセス株式会社

代表取締役社長 千本 倅生

東京都港区虎ノ門3-8-21

TEL : [REDACTED] FAX : [REDACTED]

ソフトバンクBB株式会社

代表取締役社長 孫 正義

東京都中央区日本橋箱崎町2-4-1

「平成15年度電気通信事業分野における競争状況の評価(案)」(平成16年4月27日)に対する意見を、別紙のとおり提出します。

1. 我が国では、世界最高水準の高度情報通信ネットワークの形成を目指した国家目標（e-Japan戦略、e-Japan戦略）が策定され、「IT基盤整備」から「IT利活用」に向けて様々な分野での取組みが行われているところです。また、IT基盤整備のための政府による支援措置として、民間事業者の光ファイバ設備投資促進を目的とした税制支援措置（平成3年～）及び特別融資制度（平成7年～）が導入されています。こうした施策により光ファイバ網の整備は順調に推進され、実際の加入者系光ファイバ網の整備状況を見ても、全国では約72%、政令指定都市・県庁所在地級都市の主要エリアでは約97%がカバーされるに至っています（平成14年度末）。
2. IT基盤の有効な利活用を実現するためには、公正な競争環境の整備が不可欠であり、その結果としてお客様利便の向上が実現されます。実際、ADSLサービスは、2000年末に実現したNTT東西殿のメタル回線の開放（接続約款化）を契機として爆発的に普及しました。FTTHサービスの更なる普及促進には、NTT東西殿の光ファイバについても同様の開放が不可欠です。
3. 一方、NTT東西殿の光ファイバに対する設備開放ルールが投資インセンティブを損ねているのではないかと指摘されることがあります。しかしながら、このような指摘は適切ではありません。開放義務があっても大都市圏においてはインフラ整備が進んでいる状況であり、また、低需要地域への光ファイバ敷設には確実な収益性が見込まれないため、開放ルールを撤廃したとしてもインフラ整備の問題が解決されるものではなく、支援策の充実によって整備を進める必要があります。

米国では、設備投資インセンティブを考慮している米連邦通信委員会（FCC）のルール等\*1においても、支配的事業者であるベル系地域会社（RBOCs）に対する光ファイバの開放義務は、徹底して課されています。
4. NTT東西殿は、旧電電公社の電電債、利用者の施設設置負担金（電話加入権）など国民全体から集められた資金により築かれてきた加入電話の線路基盤である電柱、管路等を既に保有しており、光ファイバは、このボトルネック独占である線路基盤の上にメタル回線のリプレイスとして構築されてきた側面を有しています。一方、こうした線路基盤を持たない他事業者にとっては、可能な限り設備投資を行うとしても加入者系光ファイバの敷設には自ずと限界があります。
5. 以上の点から、今般の「平成15年度電気通信分野における競争状況の評価（案）」中の、FTTHに係る別添に示す部分については、適切な指摘であり、FTTH市場の競争状況に大きな影響を与えるNTT東西殿の光ファイバは、引き続き指定電気通信設備として開放していくことが、IT基盤整備という目的の達成に不可欠です。

以上

\*1 FCC Order (FCC03-36) 653 節及び連邦控訴裁判決 P46

## 第四節 F T T H市場の分析

(第三章 競争状況の分析と評価)

266頁

しかし、電柱・管路の開放は、C A T V事業者のケーブル増設や電力系事業者の新規参入、N T T東西の提供エリア拡大等を促すのに実効を上げてはいるものの、N T T東西や電力系事業者といった事業者が互いの電柱・管路を利用して事業展開することを促す効果を中心に、必要な電柱・管路が借りられない場合がある他、利用が可能な場合でも使用料を負担して新たに大規模ネットワークを構築してなお採算のとれるビジネスモデルの成立には懐疑的にならざるを得ない。N T T東西や電力系事業者と競争する能力と意欲を有する事業者が電柱や管路の貸与に関するルール整備で誕生してくるとは考えにくい。

268頁

しかし、一部の事業者にある光ファイバの投資促進と設備開放規制をつなげる考え方は適当でない。設備開放を解除したところでN T T東西や電力系事業者は不採算地域の光ファイバ設備には消極的であると考えられるし、逆に採算地域は今のままでも積極的に投資を継続されていくであろう。

以上